

令和 3 年 7 月 6 日
環境部環境保全課

福岡県地球温暖化対策実行計画（地域気候変動適応計画）の改定について

1 経過

- 福岡県では、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第 3 項に基づく地方公共団体実行計画として、平成 29 年 3 月に「福岡県地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策に取り組んできました。
- また、令和元年 8 月には、同計画を気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 12 条に基づく地域気候変動適応計画に位置づけました。
- 本計画は、社会情勢等の変化に対応するため、概ね 5 年ごとに見直しを行うこととしており、令和 4 年 3 月で策定後 5 年を迎えることから、「福岡県地球温暖化対策実行計画」を改定する予定です。
- 本計画の改定に向けて、令和 3 年 1 月「福岡県環境審議会（書面開催）」に諮問し、同審議会に「福岡県地球温暖化対策実行計画専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置するとともに、第 1 回専門委員会を書面開催しました。

2 適応推進協議会への依頼

- 令和 3 年 7 月開催予定の第 2 回専門委員会において、事務局から計画の素案を提示する予定です。
- 構成員のみなさまにおかれましては、本協議会において、適応分野の方向性について、ご意見を賜りますようお願いいたします。

3 今後の改定スケジュール

R3 年 7 月	第 2 回専門委員会
R3 年 9 月頃	第 3 回専門委員会（報告書のとりまとめ）
R3 年 11 月頃	環境審議会（答申案のとりまとめ）
R3 年 12 月頃	パブリックコメント
R4 年 1 月頃	環境審議会（答申）
R4 年 3 月頃	改定